平成２３年（フ）第５５３号
千葉県船橋市藤原３丁目17番１―410号
破産者　仁多見百合子
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０６８号
千葉県市川市国府台５丁目24番23号　第二山景苑Ｂ―105号
破産者　安蒜　忠嗣
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２４３１号
神奈川県鎌倉市笛田５丁目５番15号
破産者　アミアント有限会社
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４８３号
名古屋市中川区松ノ木町２丁目53番地
破産者　株式会社ニワ工業
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０８号
大阪市西区西本町２丁目３番10号西本町インテス
破産者　株式会社エクセル
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７６号
大阪府岸和田市小松里町2142番地
破産者　バーニングライフ株式会社
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７８３号
大阪府泉南郡熊取町小垣内２丁目502番地
破産者　株式会社義本工務店
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８１８号
神戸市長田区菅原通２―100―１ゴールドウッズ菅原ビル２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地神戸市長田区菅原通二丁目100―１万栄ビル２Ｆ
破産者　有限会社トライ
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５４６号
熊本市西原１丁目11―45―101号
破産者　株式会社ミナトジーンズ
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３４号
宮崎県日南市吾田東11丁目７番25号
破産者　有限会社アクアコーポレーション
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第１３１７号
東京都多摩市和田2000番地９
破産者　有限会社バンブーキッズコーポレーション
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３１８号
東京都多摩市豊ヶ丘６丁目３番地２―201
破産者　池田　裕彦
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３１９号
東京都多摩市豊ヶ丘６丁目３番地２―201
破産者　池田　　香
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２４１３号
横浜市戸塚区上矢部町2447番地21
破産者　有限会社地栄建設
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１１号
神奈川県平塚市東八幡１丁目２番２号　朝日ハイツビル302号、登記簿上の住所神奈川県平塚市東八幡４丁目５番22号
破産者　有限会社井上鉄筋工業
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６３１号
神奈川県小田原市千代249―１
破産者　株式会社Ｋスタイル
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５１３号
相模原市中央区横山６丁目４番１号
破産者　株式会社アスクコミュニティー
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１９号
富山県下新川郡入善町上飯野735番地
破産者　黒隆工業株式会社
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第２１８号
岐阜県本巣郡北方町高屋白木２丁目43番地の４
破産者　東海アクテブ株式会社
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２１９号
岐阜県本巣郡北方町高屋白木２丁目43番地の４
破産者　株式会社シンセイ
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２３１号
岐阜県本巣市海老188番地１
破産者　井川　賢二
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所